

日本薬局学会 財務委員会細則

第1条（目的）

財務委員会（以下「本委員会」）は、日本薬局学会の目的に沿い、以下の事項を実施することを目的とする。

1. 日本薬局学会の財務基盤の安定強化に関する事項
2. 適切な資金調達と運用に関する事項

第2条（活動内容）

本委員会は、以下の活動を行う。

1. 各委員会の事業計画書に基づく収支予算の作成
2. 各委員会の事業報告書に基づく収支決算書の作成及び、財務諸表の分析
3. 収支決算報告に係るその他の書類の作成
4. その他、監査対応等

附則

1. 本細則は日本薬局学会理事会の承認を得た後、施行する。
2. 細則の改廃は、委員会提案を基に理事会の承認を得ることで行う。